

ち密な捜査推進強化要綱の制定について

平成2年8月31日 捜一発第517号、捜二発第335号、鑑発第344号、防発第430号、少発第351号、生保発第499号、公発第260号、備発第542号、交指発第380号
警察本部長より各部・課・隊・署長あて

改正 平成17年10月31日捜一乙達第91号

本通達は、警察署長指揮事件のうち、立証上問題の生じるおそれのある事件については、警察本部において必要な指導、助言を行うものとし、併せて公判対応の強化、警察署の捜査幹部に対する指導、教養及び無罪事件等の分析、検討を行うことにより、真に公判に耐え得るち密な捜査の推進を図ろうとするものである。